

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	金 成恩 (きむ さんうん)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	甲 第787号
○授与年月日	2012年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	代理懐胎問題の現状と解決の方向性—日韓の比較を通じて—
○審査委員	(主査) 二宮 周平 (立命館大学法学部教授) 本山 敦 (立命館大学法学部教授) 渡辺 千原 (立命館大学法学部教授)

### <論文の内容の要旨>

#### 1 論文の構成

本論文の構成は、以下のとおりである。

はじめに

第1章 韓国法の現状と課題

第2章 日本法の現状と課題

第3章 代理懐胎に関する諸外国の立法例

第4章 代理懐胎の是非

第5章 代理懐胎によって生まれた子の福祉と利益

第6章 立法の必要性とその課題

おわりに

まず韓国と日本における代理懐胎をめぐる動向、医学会による自主規制、立法動向、裁判例、世論調査を整理する。次に立法化した諸国から、消極的なドイツ、フランス、代理懐胎を肯定するアメリカ、イギリス、オーストラリアを選び、各国の規制内容をまとめる。これらを踏まえた上で、代理懐胎の是非について、主として日本の学説を分類、紹介し、個別的な論点として、女性の自己決定権、生命倫理と人間の尊厳、子の福祉、身体の安全性について検討する。特に人為的な手段によって生まれる子の利益を守る観点から、子の

問題を取り上げ、法的地位の安定性と、親の自己決定に対抗する論理として子の出自を知る権利を検討する。最後に、一定の条件の下に代理懐胎を肯定する立場から、立法の必要性を述べ、立法化の課題として、公的管理運営機関の設立、法的な親子関係の確立、子の出自を知る権利の保障の3点をあげる。

## 2 論文内容の要旨

### 第1章 韓国法の現状と課題

韓国では、朝鮮時代に、家門の跡継ぎである男子に恵まれない両班家のために、子を産めない本妻に代わって、第三の女性に夫と直接性交して男児を産んでもらう、シバジという慣行があった。1990年代以降でも、直接の性交で出産した女性から夫に対する約定金を請求した事例、妻の弟の妻（義理の妹）に夫の精子を用いて出産してもらった事案で（人工授精型）、心理的な葛藤から、弟夫婦も依頼者夫婦も離婚し、その後、依頼者夫と代理母が再婚したもの、やはり心理的な葛藤から離婚に至り、財産分割と養育者決定を裁判所に申し立てた事例、妻が不妊のため夫婦は離婚し、夫はベトナム人女性と再婚して2子をもうけた後、離婚し、2子連れて元妻と再婚したため、ベトナム女性（実母）から面接交渉を申し立てた事例など、シバジの現代型が起こっている。これらの判例では、代理母契約を善良な風俗及び社会秩序に反するものであり、無効とすること、分娩した女性を母として、面接交渉権を認めることなど、一定の法的な解決を図っているが、代理母が家族である場合、家族関係を複雑にするおそれ、非親族の場合には、経済的に弱い立場にある女性を利用するおそれがあること、結果として子が最大の犠牲者になることが明らかであり、これは体外受精型の代理懐胎にもあてはまる。

大韓産婦人科学会の「補助生殖術の倫理指針」では、代理懐胎の場合は、非配偶者の人工授精の施行指針に準じて施行すべきとするが、大韓医師会の「医療倫理指針」では、金銭的な取引目的の代理母関係は認めないという規定を削除したため、代理懐胎が許されるのかどうか不明確になった。そのため、2006年に、代理懐胎を許容する法案、代理懐胎契約を無効とする法案が発議されたが、どちらも成立しなかった。

一般国民を対象とする世論調査（2004年）では、代理母（人工授精型＋代理懐胎型）を勧めない78.4%、非金銭的代理母に反対82.3%、代理母の法制化に反対66.1%など、代理母に否定的な意見が多数を占めている。またある大学病院における不妊患者、看護師、事務職女性職員に対するアンケート調査（2006年）では、自分が不妊であった場合に代理母出産を選ぶのは8.1%、仮に代理母を探すとするれば、第三者66.4%、姉妹24.6%だった。また不妊女性の母が代理母になることについて、反対88.6%、商業的代理母に反対71.1%、子の母は遺伝的母91.5%、代理母には実費と追加の補償をすべき77.3%などの数値がある。シバジへの反発から、代理懐胎に懐疑的な意識が強いものと推測されるが、不妊患者を中心に代理懐胎への需要はある程度存在する。その場合には、母を遺伝的母とする一方、代

理母への経済的配慮を肯定的に捉えていることが分かる。

## 第2章 日本法の現状と課題

日本では、日本産科婦人科学会の会告により、代理懐胎は禁止されているが、強制力がないため、根津医師のように、姉妹や母を代理母とする代理懐胎を実施することがあり、また海外で代理懐胎によって子をもうけて帰国する例もあるなど、医師会の自主規制の限界を露呈している。2000年12月の厚生科学審議会の専門委員会報告書は、6つの基本的考え方を示して代理懐胎を禁止すべきとし、2003年4月の厚生科学審議会の生殖補助医療部会報告書も代理懐胎を禁止すべきとしたが、代理懐胎を禁止することは幸福追求権の侵害に当たるとして、将来の見直しを主張する少数意見も付された。2003年7月の法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会の中間試案は、代理懐胎契約は公序良俗に反して無効とし、母子関係については分娩者＝母ルールを示した。

しかし、立法作業は進まず、根津医師のケース、向井氏夫婦のケースが公表されるなどしたため、法務大臣と厚生労働大臣が日本学術会議に対し、審議を依頼した。2008年4月、日本学術会議生殖補助医療のあり方検討委員会は、「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題～社会的合意に向けて」という対外報告をした。そこでは、代理懐胎を原則禁止とすること、営利目的の代理懐胎には刑罰を科すこととしながら、先天的に子宮をもたない女性及び治療として子宮を摘出した女性を対象として、公的管理の下に、データを収集するための試行的実施（臨床試験）を認めるとした。他方、代理懐胎により生まれた子の母は分娩者とし、養子縁組または特別養子縁組によって依頼者夫婦と子の間に法律上の親子関係を定立するとした。

判例としては、海外で代理懐胎によって子をもうけ、その国で依頼者夫婦を法律上の父母とする出生証明書を得て帰国し、出生届をしたが、受理されなかったケースについて、分娩者＝母ルールを確認して、不受理処分を有効とする決定が続き、他方、国内実施のケースで依頼者夫婦と子の特別養子縁組を認める審判が出るなど、法律上の親子関係の定立について、一定の方向性が出ているが、代理懐胎の是非については、なお不確定なままである。

2003年の世論調査では、体外受精型の代理懐胎が人工授精型の代理懐胎よりも肯定的である（29.4%対43.2%）、配偶者が望めば利用したいが増加（1999年26.1%→34.7%）などの数値があり、2007年の世論調査では、不妊治療をしている人で、利用したい16.9%、配偶者が望めば利用したい36.7%と過半数を超えた（一般国民も9.7%+40.9%）。代理懐胎を認めてもよい、治療している人では70.6%、一般国民で54.0%である。代理母になる人については、韓国とは異なり、母16.0%、姉妹38.3%、第三者28.0%（一般国民）であるが、報酬については、支払うべき56.3%（一般国民）であり、治療している人では65.5%に昇るなど、韓国に近い数値であり、非商業的であっても、出産という行為に対する補償的発想では共通する。

### 第3章 代理懐胎に関する諸外国の立法例

韓国も日本も医学会の自主規制にとどまり、代理懐胎によって子が出生しているという現実に適切に対応できないでいる。そこで立法を実現した諸国の中から、検討委員会の報告書、立法に至るまでの背景・審議状況、成立した法律の内容などが詳細に紹介されているドイツ、フランス、アメリカ、イギリス、オーストラリアと取り上げ、法規制のあり方を考える素材を提供する。これらの国々では、1980年代に代理出産の事例が続いており、ドイツとフランスはこれを禁止する方向で立法化した。それは、子にとっての危険性、女性の道具視（人間の尊厳）、商業化の危険性（ドイツ）、人格の尊厳、身体の処分不可能性（フランス）を理由とする。ドイツでは、代理懐胎の斡旋者・施術した医師を処罰するが、フランスでは、依頼者カップルも処罰される。海外で代理懐胎によって生まれる子と依頼者夫婦との親子関係について、ドイツは養子縁組を認めるが、フランスは否定する。

代理懐胎を認める場合には、有償の代理懐胎契約を認める（カリフォルニア州など）、非商業的な場合に限る（ネバダ州など、イギリス、オーストラリア）立法例がある。イギリスやオーストラリア（ビクトリア州）では、法律婚・事実婚・女性の同性カップルが代理懐胎を利用することを認めている。これらの立法例は、いずれも分娩した代理母を母とするため、イギリスやオーストラリアでは、代理懐胎によって生まれた子の親となろうとする依頼者夫婦（カップル）を子の親とするために、「親の決定命令」の規定を設けている。一定の条件を満たせば、裁判所が親決定命令を出し、依頼者夫婦を親とするのである。カリフォルニア州も依頼者夫婦が「親権申請」を行い、裁判所の命令で依頼者夫婦を法律上の親とし、ネバダ州では、代理懐胎契約によって依頼者夫婦が法律上の親となり、裁判所から出生証明書が交付される。養子縁組の形態をとらない点で共通する。またイギリス、オーストラリアでは、代理懐胎の規制は、生殖補助医療全体にかかわる法律の中で行われており、生殖補助医療に関する公的な管理運営機関を設け、当事者の自由意思に基づく決定、その前提としてのインフォームドコンセントなどを確保する。カリフォルニア州では、代理懐胎を専門とする弁護士、医師、コーディネーター、カウンセラーなどがかわり、当事者の意思や利益の確保を可能とするシステムを設けている。

こうした代理懐胎を認める立法例の特徴として、①当事者の同意及び法的条件を前提とした上で、生殖補助医療によって生まれた子に対して、親としての法的責任と義務を果たすという積極的な意思を明確にし、親子関係を法的に認めることができるようにしていること、②生殖補助医療を受けることのできる対象を拡大して、様々な家族形態を尊重し、医療行為の公平性を図ろうとしていること、③公的機関の設置により、生殖補助医療から生じる諸問題及び当事者主義からの限界に対応していること、例えば、金銭の授受について確認し、商業化を防止していること、④代理母や精子・卵子・胚等の提供者と子に関する情報を管理し、子の出自を知る権利の保障を図っていることなど、今後の法的対応の参考となる。

#### 第4章 代理懐胎の是非

主として日本の学説を、①否定説、②肯定説、③制限的肯定説に分類する。①は、代理懐胎は代理母と胎児・子に身体的・精神的リスクを与えること、人を生殖の手段として扱い、有償の場合には、経済的格差による女性の生殖の商品化につながるおそれがあること、家族や社会の出産に対する圧力があり、女性（依頼者と代理母）の自発的な意思決定ではないことなどを理由とする。②は、代理懐胎は、不妊夫婦が子をもうけることができる最後の手段であり、自分の子をもちたいという希望自体を非難することができないこと、家族を形成する権利、生殖に関する自己決定権があること、多大なリスクがあるにもかかわらず、代理懐胎を受け入れた代理母の行為は、相互扶助精神に基づく人間愛であり、女性の生殖の道具化ではないこと、子を育てる意思が明確にあり、このような過程で育てられることは子の福祉に反しないことなどを理由とする。③は、代理懐胎を禁止することが望ましいが、代理懐胎を禁止しても生まれてくる子が存在し、代理懐胎以外の方法では子をもうけることができない不妊カップルのために、一定の条件及び環境を整えれば、代理懐胎を認めてもよいという立場であり、その条件や環境として、ボランティアであること、当事者の自己決定が確保されること、カウンセリングなどの関与及び公的機関が管理運営すること、育みへの協働の視点から、子の出自を知る権利と、提供者・代理母と子との交流を保障することなどがあげられている。

こうした諸学説の対立から、個別的論点を4点抽出して検討する。第1に、女性の自己決定権については、自己決定権・リプロダクティブ・ライツの由来を検討し、社会的・政策的及び家族からの圧力があるという事実を確認した上で、成人の十分なインフォームド consentあるいはカウンセリングのもとになされた真摯な意思によるものであれば、依頼者も代理母も自己決定する権利があるとするが、ただし、日本・韓国では「家」を重視する傾向があり、不妊女性は夫の遺伝的なつながりのある子を代理母を通じて産まなければならない、不妊女性の姉妹・義理の姉妹・母が代理懐胎をしなければならないという圧力のおそれがあることから、家族間の代理懐胎を認めるべきではない。

第2に、生命倫理と人間の尊厳については、不妊夫婦を助けることに喜びを見出し、自己の自主的な意思決定によった代理懐胎者にとって、その行為能力価値と重さを知り、依頼者も心より感謝している場合に、「生殖の手段」という発想は理解しがたいものであり、重要なことは、代理懐胎者となった女性に対して抑圧的ではない、代理懐胎者の利益が守られるような法規制のあり方を検討することにあるとする。

第3に、子の福利については、胎児が母胎から受けるリスクに関する医学的な検討の必要性、代理懐胎により生まれたことが子に精神的負担を与えるおそれへの対応として子の出自を知る権利、生まれた子の引渡しや引取りの拒否への対応として法的親子関係の確立を指摘する。

第4に、身体の安全性に関して、代理母のリスクについては、海外において代理懐胎に

よる出産と、不妊で通常の体外受精による出産を比較した場合、未熟児出生率、妊娠に伴う高血圧や出産時の出血、帝王切開率とも、代理懐胎の方がリスクが少ないこと、ただし、高齢者の場合にはリスクが高まること、妊娠が胎児に及ぼす影響については、母親の疾病、栄養条件、ストレスがあげられるが、体外受精における異常の発現率は、自然生殖に比較して高くならなかったことを指摘する。

以上のことから、不妊カップルの幸福追求権や代理懐胎者の自己決定権は十分考慮されるべきであるが、何らの責任を持たない子が不利益を被らないように、生まれてくる子の地位の保全と福祉が最も考慮されるべきである。

## 第5章 代理懐胎によって生まれた子の福祉と利益

代理懐胎によって生まれた子の法的地位について、日本法・韓国法の解釈論として、分娩者＝母ルール、父子関係に関しては、分娩者に夫がいる場合には、嫡出否認が欠かせず、依頼者との関係は認知の適用となる。分娩者＝母ルールは、生命・身体の危険を引き受けて懐胎し、胎内において子を保護したこと、出生に時点で母が確定することなどから、立法論としても維持する必要がある。しかし、分娩者及びその配偶者には子を養育する意思はないため、子の利益を確保するには、依頼者夫婦を子の法律上の親とする必要がある。

この点に関して、日韓とも養子縁組（日本では特別養子縁組、韓国では親養子縁組）での対応を指示する学説が多い。日本の最高裁判例や学術会議対外報告も同様であるが、特別養子縁組であれば、成立要件を緩和する必要があり、例外的とはいえ離縁の可能性が残る。日本の学説では、親としての適格性を確認するため、里親制度を介在させることを説く見解もある。他方、韓国の親養子縁組の場合には、離縁の可能性はさらに高い。法的な親子関係を安定させるためには、イギリスやオーストラリアの「親決定命令」のような仕組みが望ましい。

すなわち、分娩者＝母ルールを採った上で、一定の条件を満たした場合に、裁判所による「親決定命令」を通じて、依頼者カップルと子との間に法的親子関係が成立するとし、その条件設定においては、子の福利及び最善の利益を優先するのである。

子の出自を知る権利は、主として AID（第三者からの提供精子による人工授精）に関して議論されてきたが、代理懐胎の場合も、遺伝的な母と分娩した母が異なることから、子が自分がどのような過程を経て生まれてきたのかについて知ることは、子の人格的利益に関わる点で、AID によって生まれた子と変わりはない。また出自を知る権利は、養育親が子に出生の事実を告知することを前提としており、信頼に基づく親子関係を構築する上で、有用性を持つ。親の側の自己決定に対抗する子の側の権利という意義もある。

以上のことから、子の出自を知る権利を子の福祉と利益を確保する権利として位置づける。子どもの権利条約において、父母を知り、父母によって養育される権利が確保されていると理解する。出自を知らされない権利とか提供者のプライバシーの保護という主張に対して、子の出自を知る権利は、子のアイデンティティを確立する点で人格権として把握

できること、子に告知しても揺るがない親子の絆を作ることが前提となっており、信頼に基づく安定的な親子関係を確立することができることから、子の権利を優先すべきとする。日本産科婦人科学会の自主規制では、出自を知る権利は保障されていないが、厚生科学省の専門委員会から部会報告にかけて、出自を知る権利がより強く保障されているのに対し、韓国の法案では位置づけが弱いこと、日本における意識調査では、匿名性を前提とする現行の医療から、AID を利用した人の中では、出自を知る権利について消極的だが、高校生・大学生へのアンケートでは、親が子に告知すべきとする意見が 75%になるなど、出自を知る権利の意義を理解する声があること、AID で生まれた子が声をあげ始めており、そこでは、信頼した親が事実を隠していたことへの不信、隠されなければならない手段で自分が出生したことへの戸惑いなどが語られており、幼児期に親から告知されることが、親子関係において親密感と信頼関係を築くのに重要であることを示唆している。

子の出自を知る権利を法制化した諸国では、提供者の匿名性の廃止、生殖補助医療に関する情報の保管、出生証明書に出自に関する記載をする、インフォームドコンセントを行う、カウンセリングの機会を提供する、社会の理解を勧めるために意識調査やキャンペーンを行うなどの特徴がある。特にニュージーランドでは、AID 子とドナーの交流ができる仕組みを設けていることに着目する。

子の福祉に反するということは、代理懐胎それ自体ではなく、不安定な法的状態に置くことであり、代理懐胎を法的に容認することで、当事者は周囲にオープンにでき、多くの関係者の支援を得ることから、代理母や出生した子を守り、当事者家族の福祉の向上につながる可能性がある。

## 第 6 章 立法の必要性とその課題

法的な規律のない日韓では、経済的に弱い立場の女性や、家族の圧力から姉妹（義理の姉妹）・母が代理母となったり、生まれた子の法的親子関係について基準もないなど、代理懐胎から社会的、倫理的、法的な問題が生じており、立法の必要性が高い。

立法する場合には、第 1 に、公的運営管理機関の設立が不可欠である。公的機関が当事者の間に介在し、生殖補助医療をコントロールすることによって、女性の生殖が道具化・商品化されることへの歯止めとなり、インフォームドコンセントやカウンセリングを通じて女性の真に自由な自己決定を実現することができ、親となることへの意思の確認・適格性の審査を通じて、子の養育責任を明確にすることができ、さらに情報の登録と管理によって、生まれてくる子の出自を知る権利を確保することができる。

第 2 に、依頼者と子の法的な親子関係の確立であり、離縁の可能性を含む養子縁組ではなく、第 5 章で紹介した「親決定命令」のような仕組みを作り、多様な家族の尊重と医療行為の公平性の視点から、生殖補助医療を利用できる人を、法律婚カップルに限定することなく、安定的に子育てに関わることのできる人に拡大すべきである。

第 3 に、第 5 章で詳述したように、子の利益を守るために、子の出自を知る権利を保障

すべきであり、知る権利の行使年齢について、生殖に関する理解力、生殖補助医療を用いて子をもうけることへの意味、親子関係の絆など、カウンセリングを前提にして、こうしたことを理解できる判断能力が必要であり、現時点では成年年齢に合わせるべきではないか。

おわりに

日韓では代理懐胎に関して公的機関での議論や立法提案など繰り返されているが、未だに立法化されていない。その背景には、この問題に関する見解が鋭く対立し、社会的なコンセンサスが得られないことがある。しかし、社会の構成員の道徳的、宗教的など見解が一致しなくても、個人の多様性や差異性の尊重の視点から、代理懐胎の規制のあり方を探る必要がある。代理懐胎の施術は可能であり、国内で禁止しても海外で利用することが可能であり、生まれてくる子が存在している。代理懐胎の是非のみを議論せず、代理懐胎から生じる問題をどのように予防するのか、どのように適切に実施するのか、代理懐胎にかかわる当事者をどのように保護するのかについての規制のあり方を模索すべきではないか。そのあり方としては、第6章で述べた3点を柱とすべきである。

<論文審査の結果の要旨>

## 1 論文の特徴

代理懐胎をめぐる韓国、日本の現状を、医学会の自主規制、立法動向、判例、意識調査を用いて明らかにし、諸外国の立法に関しても、現時点で入手可能な日韓の資料を中心に現状を明らかにし、代理懐胎の是非に関して、日韓の学説を分類し、女性の自己決定権、生命倫理と人間の尊厳、子の福祉、身体の安全性という個別的な論点に関して議論状況を明らかにし、子の利益を守る上で重要な課題である法的親子関係の定立と子の出自を知る権利についても、各国の法規制と学説・立法提案・意識調査などを整理検討して、議論状況を明らかにしている。

こうした整理を踏まえた上で、立法的解決の方向性として、制限的に代理懐胎を認める立場に立ち、各国の立法例や学説を参照しながら、上述の3つの課題を抽出しており、意欲的な結論を導いている。

## 2 論文の評価

論文の構成が総花的で、学説を踏まえて論証していく姿勢が弱く、報告書に近いのではないか、「日韓の比較を通じて」という副題があるものの、比較分析がやや不足しているのではないか、各国の法規制比較をしつつ、良い所取りをしているのではないか、「親決定命令」の意味について、イギリス、オーストラリアの文献を踏査する必要があるのではない

かなどの指摘がなされた。

しかし、代理懐胎について、日韓・諸外国の立法状況や代理懐胎の是非に関する議論状況、子の利益を守るために必要な課題に関する議論や立法の状況を、誠実に整理している点を高く評価する。また韓国の現状と問題点、議論の動向について、日本に紹介する論文は乏しく、判例も含めた整理は有益である。さらに立法化の方向性について、明確な視点を提起しており、この論点に関する態度・立場の明確な表明として意味がある。とりわけ本論文を韓国語に翻訳して公表することは、日本の議論状況の情報提供として意義を有する。その際に、上記で指摘された論文上の課題の克服に取り組んで欲しい。

以上のことから、審査委員会全員一致により、本論文が博士学位を授与するに相応しいと判断する。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は、2012年2月11日（土）15時30分から17時30分まで、学而館第1研究会室で行われた。本学教員及び大学院生多数参加の下、活発な質疑応答が行われた。①誰を対象として論文を執筆したか、②結論が「模索すべき」では、長く研究した成果としては不十分ではないか、③公的管理運営機関の設立によって問題は解決するのか、期待しすぎではないか、④国の政策として代理懐胎を進める根拠は何か、⑤立法のあり方として、各国の事情や法体系の相違があるはずで、良い所どりをするのは、疑問、⑥韓国の立法提案が通過しなかった理由、⑦生まれた子の引渡し拒否、引取り拒否と法的親子関係の確立の関係、⑧代理懐胎の是非について一致をみない現状では、個別の論点について立法化し、「認める」という規定を設ける必要はないのではないか、⑨日韓がひとかたまりに扱われ、日韓自体の比較が弱いのではないか、血縁重視で代理懐胎容認に向かうのか、家族の多様化と結びつくのか、⑩立法化に当たっては、民事と刑事の役割分担、問題の種類に応じて、行政や専門家集団に委ねたり、立法対応するなど、柔軟性がいるのではないか、などの質問があった。

これに対して、金氏は、①日本の議論状況、影響を与えた議論を整理したかった、韓国語での紹介は考えている、②韓国では、大学院生が条文案まで提起することは良しとされないことから、方向性の提示にとどまったが、日本や各国の議論・立法を踏まえた到達点を示したつもりである、③インフォームドコンセント、カウンセリング、情報の管理、当事者の利益調整、生殖補助医療全体のコントロールが不可欠であり、そのためには公的管理運営機関が不可欠である、④依頼者・代理母の自己決定の尊重、ボランティアの意思の尊重、容認からオープン化が可能となり、生殖ツーリズムを抑制し、代理母や子の利益を守ることができる、⑤韓国の親養子制度は養親からの離縁が可能であり、法的親子関係を安定化させるためには、親決定命令のような仕組みが必要、⑥対立が激しく、社会的コンセンサスに至らなかったため、⑦公的管理運営機関が間に入り、事前の合意形成を熟させることにより、代理母に対する妊娠継続の強制を避けたり、依頼者の引取り拒否を抑制でき

る、法的親子関係を安定化させることでも対応できる、⑧コンセンサスは得にくくても、できるだけ努力をすべき、前提として「容認」するから規制もある、⑨血縁重視ではなく、養育の意思の重視であり、家族の多様性に対応できる立法化を考えている、日韓の比較については課題としたい、⑩立法のあり方やその社会的影響について考察を深めたい、と答えた。

報告者は日本語での高い研究能力を有しており、質問内容を理解し、自己の見解も的確に述べ、適切な受け答えをしたと評価することができる。また現時点での研究課題や研究方法についての指摘も正面から受け止めており、今後の研究に期することができる。

本審査委員会は、金氏が、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者であり、本論文の内容及び公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい学力と十分な学識を有することを確認した。以上の次第で、審査委員会全員一致で、金氏に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、「博士（法学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。